

令和2年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第1号)

令和2年12月4日 (金)

午前 10 時 開 議

【 再 開 】 |

- ・町民憲章朗唱

【 会議録署名議員の指名 】 |

日程第1 会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】 |

日程第2 諸般の報告

- ・例月現金出納検査報告書の配布
- ・要望書の配布
 - (1) 要望第1号 葛巻町森林組合からの要望書
 - (2) 要望第2号 葛巻町森林組合からの要望書
- ・出張報告

【 議案第45号～第66号・同意第7号上程、説明、委員会付託 】 |

日程第4 議案第45号 令和2年度葛巻町一般会計補正予算 (第6号)

日程第5 議案第46号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算 (第2号)

日程第6 議案第47号 令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算 (第1号)

日程第7 議案第48号 令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第1号)

日程第8 議案第49号 令和2年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第1号)

日程第9 議案第50号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第51号 葛巻町税外徴収等に関する条例及び葛巻町後期高齢者
医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第52号 葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例

日程第12 議案第53号 葛巻町酪農ヘルパー住宅条例

日程第13 議案第54号 道の駅レストラン建設工事の請負契約の締結に関し議
決を求めることについて

- 日程第14 議案第55号 町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第56号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（葛巻町地域情報通信基盤施設）
- 日程第16 議案第57号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（葛巻町コミュニティ防災センター）
- 日程第17 議案第58号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（くずまき斎苑）
- 日程第18 議案第59号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（葛巻町社会体育館、総合運動公園）
- 日程第19 議案第60号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（町立コミュニティセンター等）
- 日程第20 議案第61号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（養護老人ホーム葛葉荘）
- 日程第21 議案第62号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（ふれあい宿舎グリーンテージ）
- 日程第22 議案第63号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（くずまき交流館プラトー、くずまきミルク公園、ミルクハウスくずまき、くずまき高原体験交流
センター、葛巻町森林公園）
- 日程第23 議案第64号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（葛巻町山地酪農研修センター）
- 日程第24 議案第65号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（グリーンパーク袖山ハウス及び馬淵川
源流公園）
- 日程第25 議案第66号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて（森の館ウッディ）
- 日程第26 同意第7号 教育長の任命に関し同意を求めることについて

令和2年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第1号)

告示年月日	令和2年11月26日(木)					
再開年月日	令和2年12月4日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和2年12月4日(金) 開議10時00分 散会10時57分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4番	山崎 邦廣	9番	高宮 一明		
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉	議会事務局長補佐	和野 美歌		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長	深澤 進	こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員	馬 渕 文雄	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	近藤 桂太
	住民会計課長	坂 待 典子		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、令和2年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから、令和2年葛巻町議会12月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月11日までの8日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、山崎邦廣君及び9番、高宮一明君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。次に、要望第1号、葛巻町森林組合からの要望書及び要望第2号、葛巻町森林組合からの要望書の2件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。次に、出張報告をします。令和2年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。これで、出張報告を終わります。以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、議案第45号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)から、日程第18、議案第60号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの16議案を、一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お疲れ様でございます。それでは、議案集の方をお願いいたします。議案第50号から順次ご説明をいたします。議案集の1ページをお願いいたします。議案第50号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。議案資料の3ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。改正の背景でございますが、平成30年度税制改正において住民税の給与所得控除や基礎控除などの改正が行われたことに伴いまして、令和2年度税制改正で国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を100,000円引き上げるとともに、当該世帯員に給与所得者等が2人以上いる場合には当該基準額に給与所得者数等の数の合計から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えるというものでございます。なお、議案資料（その2）におきまして、新旧対照表を記載しておりますので、お目通しをいただくように、お願いをいたします。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用するものでございます。また、経過措置でございますが、この条例による改正後の葛巻町町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

続きまして、議案集の3ページをお願いいたします。議案第51号、葛巻町税外徴収等に関する条例及び葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、地方税法の一部を改正する法令が公布されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。改正の背景でございますが、令和2年度の税制改正におきまして、納税環境の整備のため市中金利の実勢を踏まえ利子税等の引き下げが行われたことに伴い、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税についても利子税等の引き下げと同様の措置を行おうとするものでございます。詳細につきましては新旧対照表をお目通しいただきますように、お願いをいたします。附則でございますが、この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。また、経過措置でございますが、改正後の附則の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、従前の例によるものでございます。

続きまして、議案集の6ページをお願いいたします。議案第52号、葛巻町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。議案資料の4ページをお願いいたします。制定の趣旨でございますが、新たに葛巻町の議会議員及び長の選挙における公費負担に関する条例を制定しようとするものでございます。制定の背景でございますが、地方議会議員のなり手不足が深刻化する中、町村の選挙における環境を改善するため、これまで都道府県や市を対象としていた選挙公営を町村にも拡大しようとするものでございます。これにより、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、供託金制度を導入することを目的に公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、条例を制定するものでございます。この条例によりまして、選挙運動用の自動車の使用や、ビラ、ポスター作成に係る公費負担の額と手続きなどが規定されるものでございます。詳細につきましては議案資料の4ページ及び5ページをお目通しした

できますように、お願いをいたします。附則でございますが、この条例は、令和2年12月12日から施行するものでございます。また、適用区分でございますが、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によるものでございます。

続きまして、議案集の10ページをお願いいたします。議案第53号、葛巻町酪農ヘルパー住宅条例でございます。議案資料の6ページをお願いいたします。制定の趣旨でございますが、新たに葛巻町酪農ヘルパー住宅の条例を制定しようとするものでございます。制定の背景でございますが、酪農家の規模拡大が進み、休日の取得をはじめ酪農ヘルパーのニーズは増加傾向にあり、今後さらに利用の増加が見込まれるものと考えられます。このため、基幹産業の酪農経営を支える酪農ヘルパーの安定的な確保を目的とし、専用住宅を整備しようとするものでございます。施設管理や利用要件及び条例構成や施設概要につきましては、議案資料の6ページをお目通しいたしますように、お願いをいたします。附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。なお、この条例に基づく準備行為と経過措置でございますが、手続き等について施行日の前においても行うことができることとするほか、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなすこととするものでございます。

続きまして、議案集の14ページ、併せて、議案資料の7ページをお願いいたします。議案第54号、道の駅レストラン建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事の名称でございますが、道の駅レストラン建設工事。工事場所は葛巻町葛巻第39地割159番地3。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は117,590,000円でございます。契約の相手方でございますが、盛岡市に本社がございます大伸工業株式会社でございます。工事の期限でございますが、令和3年3月31日とするものでございますが、繰越事業といたしまして、令和3年の夏頃の完成を目指すものでございます。工事の概要につきましては、議案資料の7ページに記載しておりますので、お目通しいたしますように、お願いをいたします。

続きまして、議案集の15ページをお願いいたします。議案第55号、町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事の概要でございますが、町道葛巻浦子内線大橋、橋長51メートル、幅員9メートルの基盤となります上部工について、主に橋桁の架設等の工事を行うものでございます。工事の名称でございますが、町道葛巻浦子内線大橋上部工工事。工事場所は葛巻町葛巻浦子内地内でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は246,180,000円でございます。契約の相手方でございますが、地元企業でございます株式会社ビルド遠藤でございます。工事の期限でございますが、令和3年3月31日とするものでございますが、繰越事業といたしまして、令和3年の秋頃の完成を目指すものでございます。

続きまして、議案集の16ページをお願いいたします。議案第56号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。議案資料の8ページから9ページに公共施設一覧と概要を記載しておりますので、そちらと照らし合わせながら、ご確認いただきますようお願いいたします。公の施設に係る指定管理につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。施設の名称でございますが、葛巻町地域情報通信基盤施設。指定管理者となる団体は、盛岡市に本社がございます岩手ケーブルテレビジョン株式会社でございます。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものでございます。なお、議案第66号まで提案させていただきます指定管理者の指定の期間につきましては、いずれも共通し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっておりますので、それぞれの説明におきましては省略させていただきたいと存じます。

次に、議案集の17ページをお願いいたします。議案第57号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、葛巻町コミュニティ防災センター。指定管理者となる団体は、葛巻町コミュニティ防災センター運営協議会でございます。

次に、議案集の18ページをお願いいたします。議案第58号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、くずまき斎苑。指定管理者となる団体は、滝沢市に本社がございます株式会社JAライフセレモでございます。

次に、議案集の19ページをお願いいたします。議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、葛巻町社会体育館及び総合運動公園。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人葛巻町スポーツ協会でございます。

次に、議案集の20ページをお願いいたします。議案第60号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、町立コミュニティセンター等、条例で規定しております26施設の指定管理者となる団体は、それぞれの地区の自治会及び協議会となっておりますので、ご確認をいただきますように、お願いをいたします。

以上の提案でございますが、慎重ご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お疲れ様でございます。それでは、議案第45号をご説明申し上げます。一般会計補正予算書と議案資料の1ページをお願いいたします。議案第45号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回の補正は、歳出では、障害者自立支援給付事業費、病院事業管理経費、林業総務管理経費及び土地取得経費などの増額、併せて、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整を行ってございます。歳入では、国庫支出金、繰入金及び諸収入などの増額が主な内容となっております。それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出の補正でございます。歳入歳出それぞれ124,512,000円を増額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,858,860,000円とするものでございます。

歳出の主な内容でございますが、11ページをお願いいたします。2款、総務費、1

項、1目、一般管理費、庁舎・庁用車管理経費965,000円の増でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、庁舎内に設置する関連物品の購入経費でございます。12ページをお願いいたします。同じく、2款、1項、6目、企画費、地域情報化推進事業費7,800,000円の増は、光配線新設業務ほか地域情報通信基盤施設の修繕業務等に係る委託費でございます。16ページをお願いいたします。3款、民生費、1項、2目、心身障害者福祉費、扶助費の障害福祉サービス費等15,000,000円の増でございますが、障害福祉サービスの実績見込みにより増額するものでございます。その下の障害者自立支援給付費負担金返還金ですが、過年度分の国、県負担金の精算のため5,365,000円を計上するものでございます。21ページをお願いいたします。4款、衛生費、3項、1目、病院費、病院事業管理経費の補助金13,915,000円でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業費として葛巻病院に設置する加湿器の付いた空気清浄機ほか備品の購入経費で、地方創生臨時交付金を財源として事業費の全額を病院会計に繰り出すものでございます。22ページをお願いいたします。6款、農林水産業費、1項、5目、畜産業費、今年度中止となりました各種共進会の開催に係る各種経費3,050,000円の減額補正でございます。23ページをお願いいたします。同じく、6款、2項、1目、林業総務費、株式会社岩手くずまきワイン株式購入費35,000,000円を計上しております。11月30日の町議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、葛巻町森林組合所有の株式700株を取得するものでございます。27ページをお願いいたします。9款、消防費、1項、2目並びに3目、今年度中止となりました消防演習等に係る各種経費2,370,000円の減額補正でございます。29ページ下段から30ページをお願いいたします。10款、教育費、2項、小学校費並びに3項、中学校費、消耗品として、それぞれ1,800,000円、1,260,000円を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため校舎、体育館内に設置いたします関連物品の購入経費でございます。31ページをお願いいたします。13款、諸支出金、1項、1目、土地購入費、当初予算と合わせまして21,500,000円を計上してございます。10月7日並びに11月30日の町議会全員協議会におきましてご説明を申し上げます、テレワーク先進地・くずまき構築プロジェクトのサテライトオフィス候補地としてお示ししておりました町中心部にあります町有施設旧葛巻幼稚園舎周辺用地の土地購入費でございます。購入価格の設定につきましては、本年7月時点の土地鑑定評価額を基準として算定したものでございます。

次に、各款に計上しております職員給与の補正の概要でございますが、33ページをお願いいたします。最初に、1、特別職でございますが、一番下の行の比較の計で申し上げますと、人事院勧告に基づく期末手当0.05月分引き下げにより695,000円の減、右側の共済費が649,000円減となり、合計で1,344,000円を減額とするものでございます。次の34ページでございますが、一般職に係る給与費でございます。(1)の総括で申し上げますと、比較の欄で、会計年度任用職員を含めた職員223人分の報酬、給料、手当、合わせまして10,656,000円の増、これに共済費の増3,536,000円を加え、総額では14,192,000円の増となるものでございます。37ページをお願いいたします。今回の補正額を人事院勧告に基づく職員手当改定分、人事異動分等の増減の事由別に整理してございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、歳入でございますが、8ページをお願いいたします。14款、国庫支出金、1

項、1目、民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金、国2分の1、7,500,000円の増並びに15款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金、県4分の1、3,750,000円の増は、歳出の障害福祉サービス費等15,000,000円の増額補正に係る財源で、国、県の負担金合わせて4分の3の負担割合となるものでございます。14款、国庫支出金、2項、1目、総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金16,410,000円、国10分の10の補助率でございます。歳出でご説明申し上げました庁舎、葛巻病院、小中学校に設置する新型コロナウイルス感染症対策の備品並びに消耗品の購入費にそれぞれ充当するものでございます。同じく、5目、教育費国庫補助金、小学校費補助金900,000円並びに中学校費補助金630,000円については、国2分の1の補助率であります。歳出でご説明申し上げました小中学校の新型コロナウイルス感染症対策消耗品購入費に充当するものでございまして、地方創生臨時交付金と併せ、事業費全額が国費により賄われるものでございます。9ページをお願いいたします。16款、財産収入、2項、1目、不動産売払収入、立木売払収入21,638,000円でございますが、分収造林契約しております上外川国有林の分収木3件の売払収入でございます。18款、繰入金、1項、3目、公共施設等整備基金繰入金21,500,000円でございますが、歳出でご説明申し上げました旧葛巻幼稚園舎周辺用地の土地購入費に基金から充当するものでございます。同じく、4目、地域づくり振興基金繰入金35,000,000円でございますが、歳出でご説明申し上げました株式会社岩手くずまきワイン株式購入費に基金から充当するものでございます。20款、諸収入、4項、5目、雑入、盛岡北部行政事務組合負担金過年度精算金12,065,000円、地域情報通信基盤施設移設等工事負担金4,472,000円を計上するものでございます。議案第45号につきましては、以上でございます。

次に、議案第46号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、お願いいたします。今回の補正は、歳入では、普通交付金の増額、前年度繰越金の計上、歳出では、保険給付費の増額、前年度の事業実績が確定したことによります過年度負担金、償還金の計上、人事異動に伴う職員給与費の調整が主な内容となっております。1ページの第1条でございますが、歳入歳出それぞれ72,657,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ918,189,000円とするものでございます。

歳出の内容でございますが、7ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、1目、一般管理費、職員給与費、総額2,437,000円の増につきましては、一般会計と同様に人事異動及び人事院勧告に伴う調整をしたものでございまして、内訳につきましては10ページ以下の給与費明細書で、ご確認をお願いいたします。8ページをお願いいたします。2款、保険給付費、1項、1目、一般被保険者療養給付費23,174,000円の増並びに同じく、2項、1目、一般被保険者高額療養費11,140,000円の増については、保険給付費の増によるものでございます。9款、諸支出金、1項、3目、保険給付費等交付金償還金1,417,000円を計上しておりますが、元年度中に概算交付を受けていました保険給付費等交付金の精算確定に伴う返還金でございます。

次に、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。4款、県支出金、1項、1目、保険給付費等交付金、普通交付金34,314,000円の増、歳出でご説明申し上げま

した、一般被保険者療養給付費並びに高額療養費に充当するものでございます。6款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金、歳出でご説明申し上げました職員給与の増に伴う職員給与費等繰入金2,437,000円の増額でございます。7款、繰越金、1項、1目、繰越金でございますが、元年度会計からの純繰越金として35,906,000円を計上するものでございます。議案第46号につきましては、以上でございます。

次に、議案第47号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を、お願いいたします。今回の補正は、歳入では、特別徴収保険料の増額、前年度繰越金の計上、歳出では、保険料納付金の増額等が主な内容となっております。1ページの第1条でございますが、歳入歳出それぞれ6,989,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84,646,000円とするものでございます。

歳出でございます。7ページをお願いいたします。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度の納付金額の決定に伴いまして3,011,000円を増額するものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。1款、1項、1目、特別徴収保険料3,041,000円の増、歳出でご説明申し上げました広域連合納付金などに充当するものでございます。4款、繰越金、1項、1目、繰越金でございますが、元年度会計からの純繰越金として3,911,000円を計上するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お疲れ様でございます。それでは、議案第48号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症予防対策に関連した事業費と職員異動及び人事院勧告に伴う給与費などの補正を行ったものでございます。それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。第2条、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入でございますが、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益を3,108,000円増額し、279,147,000円、第3項、特別利益を5,403,000円増額し、80,405,000円とするものです。支出につきましても、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用を509,000円増額し、1,087,298,000円、第3項、特別損失を8,002,000円増額し、8,005,000円とするものです。次に、2ページをご覧ください。第3条、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入でございますが、第1款、資本的収入、第4項、補助金を17,907,000円増額し、29,240,000円とするものです。次に、支出ですが、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を19,433,000円増額し、73,726,000円とするものです。第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、補正後の額を469,475,000円とするものでございます。

次に、3ページの収益的収入及び支出をご覧ください。収入ですが、1款、1項、2

目、他会計負担金及び補助金が、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 825,000 円、3 目、補助金には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 2,283,000 円をそれぞれ増額補正しております。また、3 項、4 目、その他特別利益には、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 5,403,000 円を計上しております。次に、4 ページをご覧ください。支出についてであります。人事院勧告による給与改定、職員異動に伴う経費を精査した結果、1 款、1 項、1 目、給与費を 9,640,000 円減額し、469,475,000 円とするものであります。次に、2 目、材料費ですが、900,000 円増額し、136,998,000 円とするもので、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用したものであります。3 目、経費につきましては、9,249,000 円を増額し、306,052,000 円とするものです。主な内容として、手指消毒液等の感染予防材料の購入、発熱者の診察を臨時的に行う場所のネットワーク通信整備を行うものです。なお、13 節、賃借料、16 節、諸会費につきましては、派遣、応援医師の勤務実績等を精査し、増額したものでございます。また、3 項、3 目、その他特別損失として、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 5,403,000 円を計上しております。

続きまして、6 ページの資本金収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入であります。1 款、4 項、1 目、県補助金には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 2,716,000 円、2 目、国庫補助金には、医療提供体制設備整備交付金 2,101,000 円、3 目、一般会計繰入金には、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 13,090,000 円を計上しております。次に、支出ですが、1 款、1 項、3 目、その他備品として 19,433,000 円を増額し、オンライン資格確認に必要な備品、感染予防対策をさらに強化するための空気清浄機、紫外線照射装置、ホワイトボードスクリーンの費用を計上しております。

8 ページ以降の予定キャッシュフロー計算書、貸借対照表、給与費明細書につきましては、今回の補正額をもとに調整を行ったものでありますので、お目通しいたくださいよう、お願い申し上げます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お疲れ様でございます。それでは、議案第 49 号、令和 2 年度葛巻町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。今回の補正でございますが、収益的支出につきまして予定額を補正するもので、増額となるものでございます。まず、1 ページについてご説明申し上げます。第 2 条、収益的収入及び支出です。支出でございますが、第 1 款、水道事業費用、第 1 項、営業費用を 479,000 円増額いたしまして、179,871,000 円とするものでございます。第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、補正後の額を 25,957,000 円とするものでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出の1款、1項、1目、原水浄水配水給水費でございますが、1,051,000円を増額いたしまして、51,192,000円とするものでございます。内訳につきましては、1、報酬486,000円、2、手当9,000円、3、法定福利費487,000円、4、旅費69,000円をそれぞれ増額とするもので、本年度新たにスタートしました会計年度任用職員に伴うもので、精査した結果、補正するものでございます。次に、1款、1項、2目の総係費でございますが、572,000円を減額いたしまして、25,214,000円とするものでございます。内訳は、2、職員手当20,000円、5、手当2,000円、6、法定福利費276,000円、それぞれ増額とするもので、職員の異動事由の発生及び会計年度任用職員に係る分野を精査した結果、それぞれ補正するものでございます。また、7、旅費600,000円、18、負担金270,000円をそれぞれ減額とするものですが、本年度予定しておりました水道技術管理者資格取得に係るもので、新型コロナウイルス感染症の影響で資格取得講習会への参加を見送ったことから補正するものでございます。

4ページ以降の予定キャッシュフロー計算書及び貸借対照表につきましては、今回の補正額を反映させたものでございます。また、8ページ以降の給与費明細書につきましても、今回の補正額を項目ごとに整理したものでございますので、お目通しをいただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

次に、日程第19、議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木満君の退場を求めます。

（鈴木議員 退場）

提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

それでは、議案集の22ページをお願いいたします。議案第61号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、養護老人ホーム葛葉荘。指定管理者となる団体は、社会福祉法人誠心会でございます。

以上の提案でございますが、慎重ご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、鈴木満君の除斥を解き、入場を求めます。

（鈴木議員 入場・着席）

次に、日程第20、議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてから、日程第24、議案第66号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの5議案を、一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場します。副議長と交替のため、暫時休憩します。

(中崎議長退場・高宮副議長議長席へ)

(休憩時刻 10時48分)

(再開時刻 10時49分)

副議長 (高宮一明君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

順次、提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長 (中山優彦君)

議案集の23ページをお願いいたします。議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、ふれあい宿舎グリーンテージ。指定管理者となる団体は、株式会社グリーンテージくずまきでございます。

次に、議案集の24ページをお願いいたします。議案第63号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、くずまき交流館プラトーのほか4施設でございまして、指定管理者となる団体は、いずれも一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

次に、議案集の25ページをお願いいたします。議案第64号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、葛巻町山地酪農研修センター。指定管理者となる団体は、一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

次に、議案集の26ページをお願いいたします。議案第65号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、グリーンパーク袖山ハウス及び馬淵川源流公園。指定管理者となる団体は、一般社団法人葛巻町畜産開発公社でございます。

最後に、議案集の27ページをお願いいたします。議案第66号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。施設の名称でございますが、森の館ウッディ。指定管理者となる団体は、株式会社岩手くずまきワインでございます。

以上の提案でございますが、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

副議長 (高宮一明君)

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、中崎和久議長の除斥を解き、入場を求めます。議長と交替のため、暫時休憩します。

(中崎議長入場・高宮副議長自席へ)

(休憩時刻 | 0時52分)

(再開時刻 | 0時53分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第25、同意第7号、教育長の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

ここで、教育長は退席願います。

(高畑教育長 退席)

提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (鈴木重男君)

続きまして、人事案件でございます。同意第7号、教育長の任命に関し同意を求めることについて。次の者を教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所、盛岡市神子田町19番24号。氏名、高畑嗣人。生年月日、昭和39年7月5日生まれてございます。任期につきましては、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間とするものであります。なお、経歴書につきましては添付しておりますので、お目通しをいただきたく、お願いを申し上げます。

議長 (中崎和久君)

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、教育長は着席願います。

(高畑教育長 着席)

ただいま議題となっております議案第45号から同意第7号までの23議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました23議案について、今会議中に審査を終え、12月11日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号から同意第7号までの23議案については、12月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。なお、輝くふるさと常任委員会に審査を

付託しました議案の審査については、12月8日に行いますので、ご承知願います。
本日は、これで散会します。ご苦勞様でした。

(散会時刻 10時57分)